

# 山口県報

平成19年  
7月10日  
(火曜日)

## 目 次

規則

山口県吏員恩給条例施行規則の一部を改正する規則(職員厚生課)……………一

教委規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則……………一

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則……………二

選管告示

公職選挙法施行規程の一部改正……………三

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程の一部改正……………四

公安委規則

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則……………八

公安委告示

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正……………八



山口県吏員恩給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月十日

山口県知事 二井 関 成

### 山口県規則第六十九号

山口県吏員恩給条例施行規則の一部を改正する規則

山口県吏員恩給条例施行規則(昭和三十二年山口県規則第四十号)の一部を次のよう

に改正する。

目次中「退職給与金の」を「恩給の充当」に、「第五十四条」を「第五十三条の二」に改める。

第七章の章名中「退職給与金の」を「恩給の充当」に改める。  
第七章中第五十四条の前に次の一条を加える。

(条例第九条ノ四の規定による充当をすることができる場合)

第五十三条の二 条例第九条ノ四の規定による恩給の支払金の金額の過誤払による返還金に係る債権(以下「返還金債権」という。)への充当は、次に掲げる場合に行うことができる。

一 恩給権者の死亡を支給事由とする扶助料権者が、当該恩給権者の死亡に伴う当該恩給の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。

二 扶助料権者が、同一の支給事由に基づく他の扶助料権者の死亡に伴う当該扶助料の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者であるとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月十日

山口県教育委員会

### 山口県教育委員会規則第十七号

山口県立高等学校等の管理に関する規則の一部を改正する規則

山口県立高等学校等の管理に関する規則(昭和三十一年山口県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表の1の表山口県立岩国高等学校の項を次のように改める。

山口県立岩国高等学校	岩 国 市	本校	普通科	3	280																
		坂上分校	理数科	3	40																
			普通科	3	40																
広瀬分校	普通科	3	40																		

坂上分校及び広瀬分校は、平成20年度から生徒募集を行う。

別表の1の表山口県立徳山高等学校の項を次のように改める。

山口県立徳山高等学校	周 南 市	本校	普通科	3	280	夜	普通科	3又は4	40												
		鹿野分校	理数科	3	40																
			普通科	3	40																

鹿野分校は、平成20年度から生徒募集を行う。

別表の1の表山口県立山口高等学校の項を次のように改める。

山口県立山口高等学校	山 口 市	本校	普通科	3	280	夜	普通科	3以上	40	普通科	280										
		徳佐分校	理数科	3	40					衛生看護科	40	40									
			普通科	3	40																

徳佐分校は、平成20年度から生徒募集を行う。

附 則

この規則は、平成十九年十一月一日から施行する。

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月十日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十八号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年山口県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別記第十号様式の二中

新教育領域	1 視覚障害者に関する教育の領域 2 聴覚障害者に関する教育の領域 3 知的障害者に関する教育の領域 4 肢体不自由者に関する教育の領域 5 病弱者に関する教育の領域
-------	---

新教育領域	1 視覚障害者に関する教育の領域 2 聴覚障害者に関する教育の領域 3 知的障害者に関する教育の領域 4 肢体不自由者に関する教育の領域 5 病弱者に関する教育の領域
-------	---

山口県成人証紙はり付け欄  
(消印しないこと。)

改める。

附則

この規則は、平成十九年七月十一日から施行する。



山口県選挙管理委員会告示第六十六号

公職選挙法施行規程（昭和四十四年山口県選挙管理委員会告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成十九年七月十日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

目次中「第六条」を「第六条の二」に改める。

第二章中第六条の次に次の一条を加える。

（郵便等による在外投票の投票用紙等を発送する日）

第六条の二 在外選挙執行規則（平成十一年自治省令第二号）第二十三条第三号の選挙管理委員会が定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

を

に

一 法第三十三条の二第二項の規定の適用を受ける場合 九月十六日から翌年の三月十五日までに選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の三月十六日、三月十六日からその年の九月十五日までに選挙を行うべき事由が生じた場合は当該期間の直後の九月十六日

二 法第三十三条の二第三項又は第四項の規定の適用を受ける場合 選挙を行うべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日又は参議院議員の任期満了の日前六十日に当たる日のいずれか遅い日

三 法第三十三条の二第一項又は第五項の規定の適用を受ける場合 選挙を行うべき事由が生じた旨を県委員会が告示した日

2 法第三十三条の二第七項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項第一号中「第三十三条の二第二項」とあるのは「第三十三条の二第二項（同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えて適用される同条第二項に規定する遅い方の事由」と、同項第二号中「第四項」とあるのは「第四項（これらの規定を同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えて適用される同条第三項又は第四項に規定する遅い方の事由」と、同項第三号中「第五項」とあるのは「第五項（これらの規定を同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「選挙を行うべき事由」とあるのは「同条第七項の規定により読み替えて適用される

同条第一項又は第五項に規定する遅い方の事由」とする。  
第十一号第一項中「及び第二号並びに」を「から第三号まで及び」に改める。  
附 則

この規程は、平成十九年七月十日から施行する。

山口県選挙管理委員会告示第六十七号

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程（平成六年山口県選挙管理委員会告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

平成十九年七月十日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

第一条第一項中「又は第六条」を「、第六条又は第九条」に、「又は第七条」を「、第七条又は第十条」に改める。

第二条第一項中「又は第八条」を「、第八条又は第十一条」に改める。

第四条中「又は条例第七条」を「、条例第七条に規定する有償契約を締結したビラ作成を業とする者（以下「ビラ作成業者」という。）又は条例第十条」に改める。

第五条第一項中「選挙運動用自動車使用証明書」の下に「、ビラ作成証明書」を、「その他の者」の下に「、ビラ作成業者」を加え、同条第二項中「選挙運動用自動車使用証明書」の下に「、ビラ作成証明書」を加え、「及び別記第五号様式」を「別記第五号様式及び別記第五号様式の二」に改める。

第六条第一項中「又は第八条」を「、第八条又は第十一条」に改め、「選挙運動用自動車使用証明書」の下に「、ビラ作成証明書」を、「燃料供給業者」の下に「、ビラ作成業者」を加える。

別記第一号様式（その二）中「ポスター作成契約届出書」を「ポスター作成契約届出書」及び「ポスターの」を「ポスター」の「」に改め、同条の「」を「」に改め、別記第二号様式（その二）中「第8条」を「第2条」に改め、同条（その二）を同様式（その三）とし、同様式（その一）の次に次のように加える。

第2号様式（その2）（第3条関係）

ビラ作成枚数確認申請書

年 月 日

山口県選挙管理委員会委員長 様

年 月 日 執行 選挙（選挙区）  
候補者

下記のビラ作成枚数について、山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数 (b)	枚	枚
枚 数 計 (a) + (b)	枚	枚

注 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から山口県選挙管理委員会に提出してください。

2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。

3 「前回までの累積枚数」欄には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記入してください。

別記第三号様式(その二)中「第8条」を「第11条」に改め、同様式(その二)を同様式(その三)とし、同様式(その一)の次に次のように加える。

第3号様式(その2)(第3条関係)

確認番号第 号

ピラ作成枚数確認書

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、下記のピラの作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

山口県選挙管理委員会委員長



記

- 1 年 月 日執行 選挙 ( 選挙区 )
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

注 1 この確認書は、ピラの作成枚数について確認を受けた候補者からピラ作成業者に提出してください。

2 この確認書を受領したピラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ピラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。

3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ピラ作成業者は、山口県に支払を請求することはできません。

別記第五号様式を別記第五号様式の二とし、別記第四号様式の次に次のように加える。

第5号様式（第5条関係）

ビラ作成証明書

下記のとおりビラを作成するものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日 執行 選挙（選挙区）

候補者 ⑩

記

ビラ作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名		
作成枚数	枚	枚
作成金額	額	円

注 1 この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。

2 ビラ作成業者が山口県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、山口県に支払を請求することはできません。

4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

100,000枚 + 15,000枚 × (山口県内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数 - 1)

ただし、300,000枚を超える場合には300,000枚

(2) 限度額

ア ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合

7円30銭 × 作成枚数 = 限度額

イ ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

$365,000円 + 4円88銭 \times (作成枚数 - 50,000枚) = 単価 \dots \dots 1銭未満の端数は切上$

げ

単価 × 作成枚数 = 限度額

別記第六号様式(その二)中「第8条」を「第11条」に改め、同様式(その二)を同様式(その三)とし、同様式(その一)の次に次のように加える。

第6号様式(その2)(第6条関係)  
(ビラの作成の場合)

請 求 書

年 月 日

山口県知事 様

請求者 住 所  
氏 名

⑪

山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、下記の金額の支払を請求します。

記

1 請求金額 円

2 内訳

別紙請求内訳書のとおり

3 年 月 日執行 選挙 ( 選挙区)

4 候補者の氏名

5 銀行名、口座名及び口座番号

注 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

2 請求者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。

3 候補者が供託物を没収された場合には、山口県に支払を請求することはできません。



別紙

請 求 内 訳 書

作 成 金 額	基 準 限 度 額	請 求 金 額
単 価 (A) 枚 数 (B) 金 額 (A)×(B)=(C)	単 価 (D) 枚 数 (E) 金 額 (D)×(E)=(F)	単 価 (G) 枚 数 (H) 金 額 (G)×(H)=(I)
円 枚 円	円 枚 円	円 枚 円

注 1 (D)欄には、次により算出した額を記入してください。

(1) ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合  
7円30銭

(2) ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合  
 $365,000円 + 4円88銭 \times (作成枚数 - 50,000枚)$  ..... 1銭未満の端数は切上げ  
作成枚数

- 2 (E)欄には、ビラ作成枚数確認書により確認された作成枚数を記入してください。
- 3 (G)欄には、(A)欄と(D)欄とを比較して少ない方の額を記入してください。
- 4 (H)欄には、(B)欄と(E)欄とを比較して少ない方の枚数を記入してください。
- 5 (I)欄には、1円未満の端数を切り捨てた金額を記入してください。

附 則

この規程は、山口県議会議員及び山口県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年山口県条例第三十六号）の施行の日から施行する。



山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年七月十日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第八号

山口県警察本部組織規則の一部を改正する規則

山口県警察本部組織規則（昭和二十九年山口県公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項留置管理課に関する部分第一号中「留置場」を「留置施設」に改め、同部分第二号中「留置人」を「被留置者」に改め、同条第三項組織犯罪対策課に関する部分第十一号を第十二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 犯罪による収益の移転防止に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県公安委員会告示第四十二号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示（昭和四十一年山口県公安委員会告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成十九年七月十日

山口県公安委員会

表山口県若国警察署の部由宇交番の項所管区の欄中「由宇町中央二丁目」の下に、「由宇町西一丁目、由宇町西二丁目、由宇町西三丁目」を加え、同表山口県小郡警察署の部新山口駅前交番の項所管区の欄中「小郡平砂町」の下に、「小郡維新町、小郡平成



町、小郡栄町、小郡給領町、小郡三軒屋町」を加え、同表山口県宇部警察署の部西岐波  
交番の項所管区の欄中「床波六丁目」の下に「、今村南一丁目、今村南二丁目、今村南  
三丁目」を加える。

平成十九年七月十日印刷  
平成十九年七月十日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）